

除外規定

(課税物件表の適用に関する通則3イの規定が適用されることによりこの号に掲げる文書となるもの)

別表第一 課税物件表の適用に関する通則3イ

イ 第一号又は第二号に掲げる文書と第三号から第十七号までに掲げる文書とに該当する文書は、第一号又は第二号に掲げる文書とする。
ただし、第一号又は第二号に掲げる文書で契約金額の記載のないものと第七号に掲げる文書とに該当する文書は、同号に掲げる文書とし、
第一号又は第二号に掲げる文書と第十七号に掲げる文書とに該当する文書のうち、当該文書に売上代金（同号の定義の欄1に規定する売上代金をいう。以下この通則において同じ。）に係る受取金額（百万円を超えるものに限る。）の記載があるもので、当該受取金額が当該文書に記載された契約金額（当該金額が二以上ある場合には、その合計額）を超えるもの又は契約金額の記載のないものは、同号に掲げる文書とする。

ちょっと頭がこんがらがってきたので、赤字の部分を、産業廃棄物処理委託契約のケースにあてはめて、整理してみます。

第1号又は第2号に掲げる文書 と 第3号から第17号までに掲げる文書 に該当する文書は 第1号又は第2号に掲げる文書とする。

収集運搬契約
(第1号の4文書)

処分契約
(第2号文書)

と

継続基本取引契約
(第7号文書)

に該当する文書は、
金額の記載があれば、

収集運搬契約
(第1号の4文書)

処分契約
(第2号文書)

とする。

※継続基本取引契約（第7号文書）にもあたる場合は、
営業者間で継続的に生ずる取引の基本となる契約書で、契約期間が3ヶ月を超えている、
又は、契約期間が自動更新される場合 です。

すなわち

収集運搬契約
(第1号の4文書)

処分契約
(第2号文書)

かつ

継続基本取引契約
(第7号文書)

で

収集運搬契約
(第1号の4文書)

処分契約
(第2号文書)

として取り扱われる場合は、
除外規定（通則3イ）に該当する。

契約金額が1万円未満でも非課税物件ではない

ということになります。